

## 消費者問題シンポジウム開催実績

開催日	回数	開催場所	主催	後援	テーマ	参加委員
平成26年 11月22日(土)	第13回	長野県長野市	内閣府消費者委員会 長野県消費者団体連絡協議会	長野県 長野市 長野県弁護士会 長野県司法書士会	「消費者被害をなくすために」	河上委員長 岩田委員
平成27年 2月7日(土)	第14回	徳島県徳島市	内閣府消費者委員会 徳島県消費者協会	徳島県 徳島市 徳島弁護士会 徳島県司法書士会	「徳島県下の消費者教育を考える」	河上委員長 唯根委員
平成27年 6月27日(土)	第15回	京都府京都市	内閣府消費者委員会 京都消費者契約ネットワーク	京都府 京都市 京都弁護士会 京都司法書士会	「エシカル・コンシューマーへの道」	河上委員長
平成27年 7月11日(土)	第16回	沖縄県浦添市	内閣府消費者委員会 消費者市民ネットおきなわ	沖縄県 浦添市 沖縄弁護士会 沖縄県司法書士会	「消費者被害をなくすために」	河上委員長 石戸谷委員長代理

## 「消費者問題シンポジウム in 長野」実施報告

平成 26 年 12 月 2 日  
消費者委員会事務局

開催日時：平成 26 年 11 月 22 日（土） 13：30～16：30

開催場所：長野バスターミナル会館 国際ホール（長野市岡田町 178 - 2）

主 催：内閣府消費者委員会、  
長野県消費者団体連絡協議会

後 援：長野県、長野市、長野県弁護士会、長野県司法書士会

参加人数：120 人（関係者含む）

## 内容のポイント

## &lt; プログラム &gt;

## 公開シンポジウム「消費者被害をなくすために」

## 1. 開会挨拶

鵜飼照喜 長野県消費者団体連絡協議会会長

## 2. 基調講演「消費者委員会の活動と消費者被害について」

講師：河上正二 消費者委員会委員長、東京大学大学院教授

## 3. 基調講演「長野県から消費者被害をなくすために」

講師：逢沢正文 長野県県民文化部消費生活室長

## 4. パネルディスカッション

コーディネーター：岩田喜美枝 消費者委員会委員、公益財団法人 21 世紀職業財団会長

パネリスト：逢沢正文 長野県県民文化部消費生活室長

植田広信 消費者庁消費者教育・地方協力課長

才川理恵 長野県消費者団体連絡協議会副会長、コープながの全体区理事

中嶋慎治 長野県弁護士会消費者問題対策委員長

## 5. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

## パネルディスカッションの概要

「消費者被害をなくすために」というテーマのもと、以下を軸に討論を行った。

- (1) 消費者被害の予防について
- (2) 消費者被害の事後対応について

### <パネリストからの主なコメント>

#### (1) 消費者被害の予防について

・消費者被害を防ぐためには、やはり消費者教育が一番大切。長野県で進めているサポーター制度の取組、地域で機能するように進めていきたい。地域において消費者教育等の担い手などが絶対的に少ない状況、地域で活動して頂ける方を養成していきたい。

・学校での教育が重要。卒業し、社会人になった途端にすぐ被害にあう事例もある。ある程度、契約についての知識や被害の状況などの知識が必要。最近では、子供が加害者側になる事例もある。

・地域の連携が大切。様々な方に担い手になって頂きたい。幅広い連携をして、消費者被害トラブル防止含めた啓発活動をしていくことが大切。

・経済・社会の仕組みの理解と消費者被害に遭わないための基礎知識は同時に両方やっていくべき。

・学校との連携について、長野県消費生活基本計画策定時、学校に対してどれくらい取り組んでいるかアンケート調査をとったところ、消費者教育に取り組んでいる時間は年間1～8時間とのこと。全体的に引き上げていきたい。消費者庁や文科省で消費者教育をやりなさいと通知が出ているが、どう取り組んでいるのかフォローアップしていただき、進むような施策に期待。

・学校教育の中での消費者教育は、平成20年、21年に改定された学習指導要領でかなり充実しており、家庭科や社会科の教科書にページが割かれているところ。しかし熱心にやっているところとそうでないところがあるのが実状。教員が習っていないところは教えづらいため、教員向け研修にも取り組んでいる。まずは先生方、教育委員会の方々に消費者教育の重要性を認識してもらうのが重要。

・学校の現場では、先生たちは消費者教育の必要性は感じていたが、時間が足りず、消費者教育をやれないという声や、先生自身が消費者教育を受けていないのでどう教えていいか分からない、また教科で担当が分かれている中で、実際どの教科の担当が実施するのかも分からない等があった。中学校の家庭科の先生が出前講座を要請し、まずは先生方が教育を受けたという良い事例もある。

・消費者教育の教材は、消費者庁のポータルサイトで共有できる仕組みがあるがまだまだ認知度が低いように思う。また活用するのが難しい。もっと活用しやすくなることを望む。

・出前講座に参加している高齢者は元気で意識も高い。来ない高齢者について、日々直接接しているヘルパーさん等と、どう連携するかが大切。なるべく出向いて直接お話しをし、意識をもってもらうのが大切。

・見守りネットワークについて、市町村主体で動いてもらわないといけないが、都市部では組織をつくるのが難しい。新たに組織をつくるのは難しいので、高齢者福祉団体や消費者団体等、既存のネットワークを利用して進めたい。

・既存のネットワークを活用し、ネットワークを少しずつ広げていくのが重要。

・消安法の改正で、来春から地域協議会が設置でき、消費者センターの情報が共有できるようになり、見守りのために活用することが可能となる。関係者が情報をシェアできるようになる。

## (2) 消費者被害の事後対応について

・弁護士会では相談というところでは、消費生活センターとの連携で、消費者事件担当弁護士名簿を消費生活センターに提出しているところ。また「高齢者なんでも電話相談」を無料で実施している。相談内容についてはなんでもいい。弁護士に相談するのは敷居が高いと一般に言われるところ、相談しやすくなるよう努力が必要と感じる。

・消費生活センターの相談窓口などにまずは相談していくことが大事。警察とのつながりもできる。解決に向けて動き出すには早い方がいい。ご相談を第一に考えて欲しい。

・長野県の消費生活相談の現状で、消費者トラブルについて5割の方が誰にも相談していないという結果がある。また消費者がトラブルだと気付いていないといった声も聞く。個々の対応が必要。

・どこに住んでいても質の高い消費生活相談または救済が受けられる体制を整備しているところ。5万人以上でセンター設置を働きかけている、全市町村に相談窓口設置をお願いしている。あと4市町村で全てカバーできる。窓口が置かれただけで質の課題もある。まずはセンターの設置、窓口の設置、消費生活相談員の配置などの地域での取り組みを支援している。

・消費生活センターで相談内容に応じて、相談員さんが事業者と消費者の間に入ってあっせんを行っているが、あっせんの件数は年々増加。あっせんによる解決率は概ね9割と非常に高い。相談全体の10%弱をあっせんしている。相談員さんが間に入り非常に高い解決率となっている。まずは消費生活センターに相談していただくのが大切。

## <フロアからの質問・意見>

・長野県の消費生活サポーターの制度に大変期待。

・消費生活サポーターは、一般の消費者の方は市町村から参加することとなっているが、市町村だけでなく組合員として所属している団体から参加できたらいいと思う。

・サポーター制度について、それぞれの地域の中で、ピンポイントにアドバイスや助言ができるサポーターになればいいと思うが、それにはそれぞれの市町村からサポーターが必要となる。現状はとりあえず立ち上がったという状況。市町村の働きかけが不足していると感じる。中には、町長さんの委嘱で協力員をつくり取り組んでいる町もある。地域との繋がりが強い方、床屋さんとか、商店さんとか、そういう方に町長さんが委嘱し、その方にサポーター制度の講習を受けて頂き、まわりに広めてもらうなど、今すでに持ってい

る市町村のマンパワーを活用することも含め、幅広くサポーター制度を活用して頂くことが有効と考える。

<河上委員長の総括コメント>

今日とりあげたこの問題は一朝一夕で片付く問題ではないのは明らか。  
今日来られた方は120名、それぞれの方がこうやって集って勉強しいろいろ感じたことと思う。その思いが一粒の麦として落ち、新しい芽が出て、次はその麦がよりたくさんの実を結ぶということを期待。消費者政策において地方が力を発揮するには時間がかかる。皆様が一粒の麦となり、是非これからも行政とかいろんなところで力を発揮していただければありがたい。

また、河上委員長は、11月21日に阿部長野県知事と加藤長野市長を表敬訪問した。

以上

## 「消費者問題シンポジウム in 徳島」実施報告

平成 27 年 3 月 10 日  
消費者委員会事務局

開催日時：平成 27 年 2 月 7 日（土） 13：30～16：30  
開催場所：ホテル千秋閣 鳳の間（徳島市幸町 3-55）  
主 催：内閣府消費者委員会、徳島県消費者協会  
後 援：徳島県、徳島市、徳島弁護士会、徳島県司法書士会  
参加人数：120 人（関係者含む）

## 内容のポイント

## &lt; プログラム &gt;

## 公開シンポジウム「徳島県下の消費者教育を考える」

## 1. 開会挨拶

齋藤郁雄 徳島県消費者協会会長

## 2. 基調講演「消費者委員会の活動と消費者教育について」

講師：河上正二 消費者委員会委員長、東京大学大学院教授

## 3. 報告「徳島県消費者情報センターでの研修について」

報告者：黒田亜紀 徳島県立国府支援学校教諭

## 4. パネルディスカッション

コーディネーター：唯根妙子 消費者委員会委員、NACS 理事

パネリスト：服部高明 消費者庁審議官

齋藤郁雄 徳島県消費者協会会長

石橋幸恵 徳島県消費者情報センター研修生

川田玲子 徳島文理大学名誉教授

## 5. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

## パネルディスカッションの概要

「徳島県下の消費者教育を考える」というテーマのもと、討論を行った。

### <パネリストからの主なコメント>

- ・ 徳島県の先進事例として、消費者大学校、消費者大学院がある。これらは単なる消費者学習ではなく、人材育成も兼ねている。授業は講義で終わらない。グループ討論をして検討し、磨いていくということをしており、地域の役割を認識して意識、意欲が高まった状態で卒業する。さらに卒業時には、県知事が卒業証書を直接渡しており、それが参加者の意識向上にも繋がっている。
- ・ 徳島県では教員の長期社会研修制度がある。研修の中で、一番重要なのは啓発活動。学校関係を中心に出席授業を行っている。特に県教育委員会との連携事業として出席講座を行ったときには、多くの学校にご依頼をいただいた。ただ、学校などに啓発活動に行った時など、先生方や保護者の方に「徳島県消費者情報センター」について知っているか、お伺いするが、知らない方が大多数なのが現状。センターの存在、消費者行政の在り方を分かっていたこと自体も大切な啓発と考える。
- ・ 消費者教育は一部の関係者や指導者が行うものではない。また生涯にわたって学ぶべきもの。学校を卒業し社会に出る前に、いま出席授業で伝えていることをホームルームなどで話が出来ていればと感じる。
- ・ 戦後の消費者教育に関する問題は二点ある。一つは核家族化など家族制度の変化に伴って幼児に対する家庭内でのしつけが出来なくなったこと。もう一つは、高度経済成長により劇的に社会が変化する中で、消費者教育がそのスピードについていけなかったこと。消費者教育は難しいことではなく、家庭のしつけの中に入っていると思う。消費者問題は土台に消費者としての権利意識を持っているか、植えつけなければいけない。それには小さいときから教育が必要。
- ・ 国として徳島県の取組みに注目している。サポーター制度については、他県などは何十名であるのに対し、徳島は350名と桁が違う人材を確保されている。徳島県の今後の取組みをとっても楽しみにしている。そうした中、徳島県の板野町の取組みに注目している。板野町では消費者相談員と福祉関係者が連携し、高齢者世帯を一緒に訪問し、消費生活相談に当たっている。こういう事例は全国で見たことがない。地域の福祉関係者や消費者団体が、消費生活センターと連携してお年寄りの方にいろいろと情報を運んでいく、新しいスタイルを期待したい。ぜひもっと勉強させて頂きたい。

### <フロアからの質問・意見>

- ・ 小さいときに買い物に行ったがお店は1つだけで選択の余地がなかった。社会の環境の違いが大きいのがこれをいかに打破していくか。選択の自由を学ぶことは重要。
- ・ 徳島県の取組みに大変感銘を受けた。

<河上委員長の総括コメント>

消費者問題もある種の社会の病気。例えば風邪。かからないように普段から体を鍛える。うがいをするのがまずは基本。それでもインフルエンザが猛威であれば、予防注射をうつ。こんな悪徳商法がはやっています。啓発の段階になるのだろうと思います。それでも風邪をひいてしまったら病院へ行く。被害回復は専門家にまかせる。日頃から、うがいや手洗いをして病気にならないようにするのは生きてく知恵なのだということで、皆でやっていただけだと思います。一粒の麦は落ちると30個程度の麦ができる。今日参加いただいた方120名が、それぞれ次の人に話しをしていただき、徳島県下一円に広げて頂ければありがたい。

また、河上委員長は、2月6日に飯泉徳島県知事と原徳島市長を表敬訪問した。

以上

## 「消費者問題シンポジウム in 京都」実施報告

平成 27 年 7 月 31 日  
消費者委員会事務局

開催日時：平成 27 年 6 月 27 日（土） 13：30～16：30  
開催場所：京都リサーチパーク（京都市下京区中堂寺粟田町 93 番地）  
主催：内閣府消費者委員会、  
適格消費者団体 N P O 法人京都消費者契約ネットワーク  
後援：京都府、京都市、京都弁護士会、京都司法書士会  
参加人数：81 人（関係者含む）

## 内容のポイント

## &lt; プログラム &gt;

## 公開シンポジウム「エシカル・コンシューマーへの道」

## 1. 開会挨拶

高畠英弘 京都消費者契約ネットワーク理事長

## 2. 基調講演「消費者委員会の活動と消費者教育について」

講師：河上正二 消費者委員会委員長、東京大学大学院教授

## 3. 報告「消費者市民社会の実現に、消費者・消費者団体はここまでできる」

報告者：野々山宏 京都消費者契約ネットワーク副理事長、弁護士

## 4. パネルディスカッション

「消費者市民社会を目指した積極的消費者としての活動について」

コーディネーター：野々山宏 京都消費者契約ネットワーク副理事長、弁護士

パネリスト：植田広信 消費者庁消費者教育・地方協力課長

柴田弘美 京都生活協同組合副理事長

長野浩三 京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長、弁護士

原 強 コンシューマーズ京都理事長

## 5. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

## パネルディスカッションの概要

「消費者市民社会を目指した積極的消費者としての活動について」というテーマのもと、討論を行った。

### <主なコメント>

- ・ これまでは消費者市民社会とかエシカル・コンシューマーというと、とても意識が高く積極的に消費者運動をしている人を想像していたが、難しいことではなく、昔から日常の中で、当たり前になってきた節約や知恵もエシカルなんだと気づかされた。
- ・ 消費者団体としてのこれまでの活動の延長線上に、消費者市民社会の活動もある。
- ・ 行政などが少額だったり、法的に難しかったりで手出しできなかったところに適格消費者団体が切り込んで改善を求めたところに適格消費者団体の非常に大きな存在意義があると思う。
- ・ 行政として若い方に働きかけていきたい。大きなムーブメントにしていきたい。京都府、京都市などの自治体では消費者教育が充実してきている。学校教育でも家庭科の教科書にフェアトレードが載っている。
- ・ 物があふれる中から自分の必要な物を選んで買うのがなかなか難しい。選択のもととなる情報が大事。意識的な行動をとろうとしても、そういう対象が見えないといけない。
- ・ 買い物は消費者の投票、1票。こういう候補者がいます。こういう政策があります。選択してもらうための情報を伝えないと選べない。また相応しい商品がないと、結果的に安いが一番になってしまう。
- ・ 消費者の声を社会全体に事業者につづけていくようなシステムがいるのではとと思っている。適格消費者団体の活動を通じて社会、消費者の信頼を得て、それを消費行動の提案にして、それに消費者がのっかり、一つの方向性を企業に提示できるような活動ができればと思う。消費者の行動で企業は変わる。企業が変われば消費者も変わる。相乗作用があると思う。
- ・ 消費者市民社会やエシカル・コンシューマーという言葉は最近できた言葉、概念。みんなが共通の概念として認識を揃えているものではないと思う。実践の中で出来上がっていくものと思う。そのプロセスをお互いが協働できるか連携できるかだと思う。
- ・ 適格消費者団体制度の仕組みに欠陥があると思う。世のため人のためは素晴らしい理念だが、その仕事は経済的には何もペイしない。仕組みづくり、推進のための体制づくりは必要と思う。
- ・ かつて民間で適格消費者団体を支援する基金があったが、広がりがなく枯渇して終わってしまった。適格消費者団体が、どういうものかということについても広がりが欠けていた。それは市民の皆様だけではなく企業に対しても欠けていたのかなと思う。重要な課題と考える。

<フロアからの質問・意見>

- ・ 新しい制度、特定適格消費者団体について教えて欲しい。
- ・ 消費者問題は身近な問題なのに、制度になると難しい。問題は日常生活の中で起きている。エシカル・コンシューマー、消費者市民社会、分かりづらい。皆に理解される言葉にしないと本物にはならない。
- ・ エシカル消費という言葉、心にもやもやが。倫理的消費、安いものを買ったらあかんのかと。ネーミングも、クールコンシューマーにしたらどうか。
- ・ エシカル消費はよりよい社会にするためのもの。その源泉は生活の現場にある。問題は社会が白黒一緒であること。例えば模倣品、偽物でもいいじゃないかという人も40%いるというアンケート結果もある。白が黒を抑え込むよう、またその力は、地方からくるもの考える。

<河上委員長の総括コメント>

自分の頭で考えて、どういう選択行動をとるのが社会にとっていいのか。きちんとわきまえていけるような消費者でないといけない。そのための情報の共有であったり、あるいは考え方について人間力を養うための教育であったり、今まで以上にしっかりやらないといけないと痛感させられました。今日の議論を、これからの消費者委員会の活動に是非活かしていきたいと思います。消費者庁の試算では消費者被害は6兆円以上。これが根絶されれば、健全な市場にまわっていくお金。そのような市場をつくるために、消費者団体などが活動しているとすると、これに投資するというのは効果が一番ある投資ではないかと思えます。今後、いろんな形の支援をお願いしたい。エシカル・コンシューマーという難しいテーマでありましたが、本日の議論で皆さんにも一定のイメージがわいたのではないのでしょうか。

また、河上委員長は、6月26日に西川京都府府民生活部長と門川京都市長を表敬訪問した。

以上

## 「消費者問題シンポジウム in 浦添」実施報告

平成 27 年 7 月 31 日  
消費者委員会事務局

開催日時：平成 27 年 7 月 11 日（土） 13：30～16：30  
開催場所：浦添市てだこホール（沖縄県浦添市仲間 1 - 9 - 3）  
主 催：内閣府消費者委員会、  
NPO 法人消費者市民ネットおきなわ  
後 援：沖縄県、浦添市、沖縄弁護士会、沖縄県司法書士会  
参加人数：77 人（関係者含む）

## 内容のポイント

## &lt; プログラム &gt;

## 公開シンポジウム「消費者被害をなくすために」

## 1. 開会挨拶

三宅俊司 NPO 法人消費者市民ネットおきなわ理事長

## 2. 基調講演「消費者委員会の活動と消費者被害について」

講師：河上正二 消費者委員会委員長、東京大学大学院教授

## 3. 報告「沖縄県の被害相談の現状と課題」

報告者：仲宗根京子 NPO 法人消費者センター沖縄理事長

## 4. パネルディスカッション

コーディネーター：石戸谷豊 消費者委員会委員長代理、弁護士

パネリスト：嘉手納良博 沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長

仲宗根京子 NPO 法人消費者センター沖縄理事長

仲村 隆 沖縄県銀行協会事務局長

原田 育美 弁護士

吉田 朗 消費者庁消費者教育・地方協力課課長補佐

## 5. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

## パネルディスカッションの概要

「消費者被害をなくすために」というテーマのもと、それぞれの取組みや必要となる体制についてなど討論を行った。

### <主なコメント>

- ・ 全国と比較すると沖縄県のセンター設置状況はかなり低いという状況。背景の一つは、消費者行政の歴史が浅い。もう一つは、沖縄県内の市町村は41とかなりの数があり、1市町村あたりの人口規模が小さいなどあり、なかなか相談員の配置が進まない、あるいはセンター化に向けてのコスト的問題などもあり、それから相談件数など考えると、なかなか体制整備に二の足を踏んでいるという状況。
- ・ 財政的に常設は難しいというのは感じるが、広域でもいいので、消費生活相談員を配置するような取組みを是非やって欲しい。なんで自分がこういうトラブルに巻き込まれているのか分からないと悩まれている方が多い。電話だけでは伝わりにくい。また、自分は一人ではない、心配ないんだなと思える環境にあることは、非常に意義がある。
- ・ 国として消費生活センター設置を進めているのは、センターを作ると、相談の掘り起しに繋がるから。センターができることによって、眠っていた被害、泣き寝入りになっていた被害が表面化する。
- ・ 広域連携は各地で進めている状況。例えばある県では、全ての市町をセンターがカバーできるようにというもう一步踏み込んだ取組みを進めている。それから、市町村間の連携だけでなく、県と市町と一緒に消費生活センターを作るという試みもでてきている。
- ・ 見守りネットワークについて、消費者団体としては、まだ準備できていない状況だが、相談窓口にいると、これは非常に必要だと痛感する。センターとしては消費者問題の解決やアドバイスをする力はあるが、市町村津々浦々やっていくツールがない。繋ぐ役割の方が何名かいれば非常に強いものができるのではないかと常日頃、相談の現場にいて感じる。
- ・ 高齢者被害の防止をしていくには、地域の見守りは不可欠。各市町村にそういうネットワークが構築されることが望ましい。県として取組みを進める体制を整備していないが、これからそういった体制ができるよう進めたい。既存の仕組みを活用しながら、ただし、そういう方々は消費者問題の知識がまだ十分にはないと思いますので、消費者教育などしながら進めたい。
- ・ 2006年に消費者市民ネットおきなわを立ち上げて、適格消費者団体目指して取り組んでいる。すでに県内で起こっている様々な商取引に対して是正の申し出を行っている。うまくいった事例には、電気供給約款を変えて欲しいと申し出て、今年の3月に是正をされたものもある。ただ一方で、こんなにひどいことをしていると是正を申し入れても、なしのつぶてで無視されることもある。なんとしても沖縄県で適格消費者団体を作りたい、成功させたいと考えている。

<フロアからの質問・意見>

- ・ 連携ということでは、各地にあるシルバー人材センターであるとかデイケアセンター、老人クラブ連合会など、そういうところはお話すれば、うてば響くように対応してくれるのではないかと。是非そういうところも視野に入れて頂きたい。
- ・ 多重債務の問題が平成 17 年頃から出てきた時に、沖縄の窓口は少ない状況であった。今回の消費生活相談窓口も少ない。本年度から生活困難者自立支援法に基づいた窓口についてもほしい同じような設置状況。という状況において、一つのモデルケースが必要ではないか。多重債務の時、相談者の問題は複合的に絡みあっていた。様々な窓口の連携するモデルケースが必要。成功事例を是非作って欲しい。消費者教育、社会保障学習とセットでやっていくなど、いろんな窓口との連携、情報交換をどう図るかが課題。
- ・ 被害相談の窓口、いろんなところで救済の窓口を作るのは是非必要と思うが、その中で、出てきた被害情報の収集、被害情報の集中、被害情報の開示が必要となる。どこかで情報が集中されるような制度が必要。もう一点、集中された情報が開示できるかどうかという問題もある。情報の集中、開示をどんなふうにするのか方向性があれば教えて欲しい。

<河上委員長の総括コメント>

パネルディスカッションの最後に石戸谷委員長代理の一首が出ましたので、これ以上、私が何を言うかという気持ちですが、台風と一緒に委員会がきて、ご迷惑じゃないかと危惧しておりましたが、熱心に議論いただき敬意を表したいと思います。しかもパネラーの名前を書いた紙も手製のものですし、休憩中に差し入れされたお菓子もお手製のものをいただき、非常に手作り感のある、あたたかいシンポジウムができ、個人的に大変嬉しく思っています。

ネットワークを作るのがまだまだ難しく、いろんな地域で試みがあるが、それがなかなか育たない。やはり行政がフォーラムの場を作ってあげて、少しずつ少しずつネットワークを広げていく、その時は事業者の方を排除しないことも大事だと思います。事業者は製品の危険性や取引のノウハウを一番よく知っています。よい事業者の力を借りながらネットワークを大きくしていくこともやっていかないといけないのではと思います。ネットワークの構築は、いろいろなところで模索されていると思いますが、是非、沖縄が一つのモデル地区になって頑張っていたいただければと思います。

最後に、本日ご参加いただいた皆様へ。『一穂の麦』で 200 粒あるわけです。それが落ちて 3 回くらい続くと、もう沖縄県民全員に消費者マインドが伝わるわけです。この『暑い沖縄』で、皆様の『熱い気持ち』を是非これからも育てていっていただければと思います。

また、河上委員長は、7 月 10 日に金城沖縄県子ども生活福祉部長を表敬訪問した。

以上

## 消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体等との意見交換会

(計3回：平成27年8月末現在)

	団体名
平成26年9月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国消費者行政ウォッチねっと</li> <li>・全国消費者団体連絡会</li> <li>・日本経済団体連合会</li> <li>・日本ヒープ協議会</li> <li>・日本弁護士連合会</li> </ul>
平成27年2月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者関連専門家会議</li> <li>・全国消費者行政ウォッチねっと</li> <li>・全国消費者団体連絡会</li> <li>・全国消費生活相談員協会</li> <li>・日本経済団体連合会</li> <li>・日本産業協会</li> <li>・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会</li> <li>・日本ヒープ協議会</li> <li>・日本弁護士連合会</li> </ul>
平成27年3月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関等</li> </ul>

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文  
(分野別件数及び主な内容)

分野	受付件数							主な内容 (平成26年9月～平成27年8月)
	平成26年9月～ 27年8月	平成25年9月～ 26年8月	平成24年9月～ 25年8月	平成23年9月～ 24年8月	平成22年9月～ 23年8月	平成21年9月～ 22年8月	累計	
消費者安全関係	10	18	5	11	25	9	68	機械式立体駐車場で発生した事故 消費者安全法改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)について 保育・教育施設や事業における事故 製品事故被害の救済及び製品の安全の向上について 医法研・被験者の健康被害補償に関するガイドライン(改定案)について HPVワクチンメーカーによるコード違反被疑事案に関する苦情申立て 患者申出療養について 薬事分科会審議参加規定の見直し 「サリドマイド製剤安全管理手順」等の一部改訂
取引・契約関係	104	121	11	27	14	15	188	ネット取引なんでも110番 商品先物取引の不招請勧誘禁止規制緩和への反対 電気通信事業法の改正 適格機関投資家等特例業務の制度整備 クレジットカード現金化対策について 消費者契約法の見直し 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」について 民法改正法案について 特定商取引法の改正 事前拒否者への勧誘禁止制度の導入 特定商取引法専門調査会「中間整理」について 旅行業法制度の見直し 悪質リフォーム業界について
貸金業法関係	0	3	7	14	2	16	42	-
食品表示関係	18	27	9	8	5	9	58	ノンアルコール飲料の特定保健用食品許可への抗議 トランス脂肪酸の表示の義務化 原料原産地表示、遺伝子組換え表示等の導入 機能性表示食品制度について 食品表示法の改正 食品表示基準の答申について 食品表示部会の議事録について
表示関係 (食品表示を除く)	2	7	-	-	-	-	7	-
地方消費者行政	4	8	5	13	14	5	45	消費者の財産被害防止のための処分権限等の強化について PIO-NETの配備
公益通報者 保護制度	3	2	0	0	7	0	9	公益通報者保護制度について
個人情報 保護制度	3	2	1	1	1	3	8	パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)について 個人情報保護法の改正案
集团的消費者 被害救済制度	5	2	3	9	3	2	19	「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書について 集团的消費者被害回復訴訟制度について 特定適格消費者団体について
料金・物価関係	7	4	5	1	0	5	15	京成千原線の運賃の値下げ 関西電力の電気料金の値上げ 電力の小売自由化における電源構成の説明・表示の義務化 小売電気事業の登録の申請等に関する省令案について
消費者教育	0	1	1	1	1	1	5	-
消費者行政 の在り方	0	1	3	3	4	11	22	-
国民生活セン ターの在り方	0	3	0	10	43	2	58	-
東日本大震災 関連	0	0	0	6	6	0	12	-
その他	14	6	3	2	4	8	23	消費者基本計画の改定 内閣官房・内閣府のスリム化について 消費者委員会の委員・事務局構成について 商業登記規則等の改正 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案への反対
計	170	205	53	106	129	86	579	-

## 委員長等記者会見の実績

平成 26 年 9 月 9 日（火）河上委員長記者会見

- ・「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」について

平成 26 年 11 月 4 日（火）河上委員長記者会見

- ・「教育・保育施設等における事故情報の収集・活用に関する建議」について
- ・定例会見

平成 26 年 12 月 2 日（火）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 26 年 11 月 4 日（火）河上委員長記者会見

- ・「教育・保育施設等における事故情報の収集・活用に関する建議」について
- ・定例会見

平成 26 年 12 月 9 日（火）河上委員長記者会見

- ・機能性表示食品について

平成 27 年 1 月 20 日（火）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 27 年 2 月 17 日（火）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 27 年 2 月 19 日（木）河上委員長記者会見

- ・ノンアルコール飲料への特保認可について

平成 27 年 3 月 10 日（火）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 27 年 4 月 14 日（火）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 27 年 7 月 7 日（火）河上委員長記者会見

- ・「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」

について

- ・ 定例会見

平成 27 年 8 月 11 日（火）河上委員長記者会見

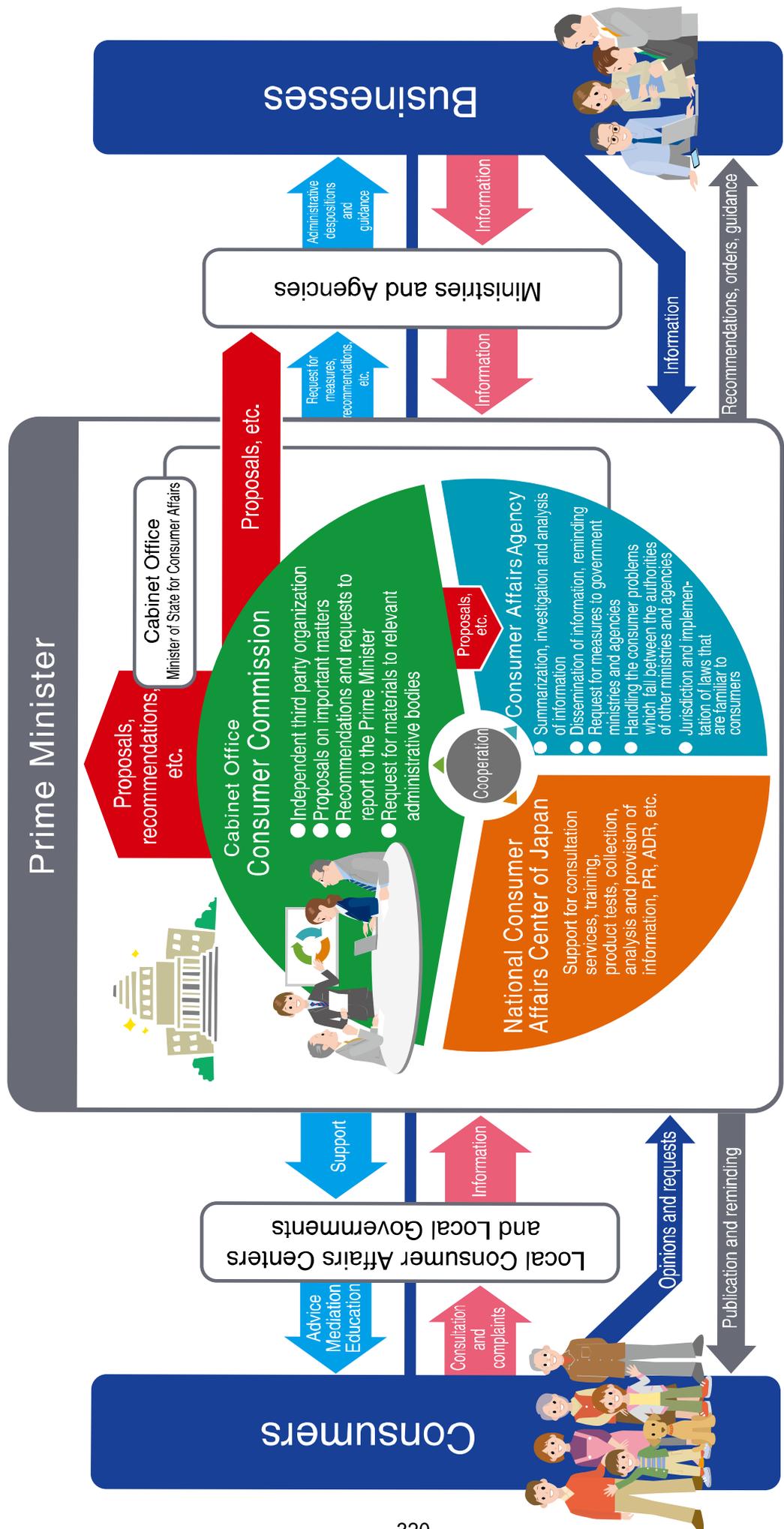
- ・ 「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告」について
- ・ 「消費者委員会消費者契約法専門調査会 中間取りまとめ」について
- ・ 定例会見

平成 27 年 8 月 18 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 「電子マネーに関する消費者問題についての建議」について
- ・ 定例会見

平成 27 年 8 月 28 日（金）河上委員長記者会見

- ・ 「商業施設内の遊戯施設における消費者安全についての建議」について
- ・ 「消費者委員会 特定商取引法専門調査会 中間整理」について



Proposal: Expression of opinions to the Prime Minister, relevant Ministers or the Commissioner for Consumer Affairs Agency based on the provisions of Paragraph 2 (1) of Article 6, Act for the Establishment of the Consumer Affairs Agency and the Consumer Commission